

令和7年3月10日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年3月10日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規程による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規程による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。  
定刻でございますので、令和6年度第12回高森町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席は、14名中14名全員出席なので、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席で総会が成立することを皆様に御報告します。  
それでは、高崎会長、御挨拶をよろしく申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。  
今日は、お忙しい中、本総会に出席していただき、ありがとうございます。  
この前、3月5日の日に地域計画づくりで草部と野尻の農業委員の皆様には、御足労をおかけしましたが、無事できあがりしました。  
ありがとうございました。  
今回、任期3年間の最後の総会となっております。  
今までいろいろと農業委員の活動をされてこられました、これで任期満了の方は大変御苦労様でした。  
また、次も任期のある方は、来期もよろしく申し上げます。  
今日は、最後の議題となっております、皆さんの協力のもと、最後まで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
総会の終了後、これも最後の地区です。  
尾下地区の非農地判断もあります。  
また引き続き、農地利用最適化推進委員との合同会議もありますので、よろしくお願いいたします。本日はお疲れ様です。

事務局 高崎会長、ありがとうございました。  
それでは、3番の議事に入っていきたいと思っております。  
会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、議事の進行を高崎会長にお願いしたいと思っております。

議長 それでは、進めていきたいと思っております。

事務局 **「議第52号」**  
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
令和7年3月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 議事録署名となっておりますが、こちらからの指名でよろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。今回は12番委員と、13番委員にお願いします。

**「報告第14号」**

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和7年3月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは報告ですので、これは事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記の通り、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、3ページから6ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きましては、5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記の通り、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、7ページから8ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きましては、5ページ、6ページをお開きください。

番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記の通り、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、9ページから13ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありました。

これは相続です。

この件について何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議      長      はい。ないということですので、次に行きたいと思います。

「報告第15号」

事 務 局      農地法第18条の規定による小作解約について。

[合意解約] 【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年3月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議      長      はい。これも中間管理の案件ですね。これも事務局から説明をお願いします。

事 務 局      事務局から説明いたします。

8ページをお開きください。

番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記の通り、解約事由につきましては双方合意の合意解約となります。

補足資料は、15ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議      長      はい。この件についても事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

13番委員      現地は2筆あるんじゃないんですか。

事 務 局      13番委員の御質問にお答えします。

圃場が2枚あり2筆に見えますが、2枚で1筆です。

議      長      ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議      長      はい。ないということですので、これについては承認いたします。

「議第53号」

事 務 局      農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

議長 令和7年3月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。  
はい。これは3条の議案ですので、担当委員の3番委員から説明をお願いします。

3番委員 農地法3条の審議でございます。  
1番です。  
譲受人、譲渡人、その他農地情報は左記のとおりです。  
宅地を購入するにあたり、隣接する農地を合わせて購入するということです。  
なお、場所は旧JAの横でございます。  
補足資料は、17から18ページでございます。  
審議をよろしく願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。  
許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。  
以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。  
事務局の補足は以上です。

議長 はい。今、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案については可決いたします。

事務局 「議第54号」  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。【一般】  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

議長 令和7年3月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。  
はい。これも利用集積計画の案ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。  
12ページをお開きください。

本案件は、新規就農者の賃貸借権の設定が3件です。

番号1から3につきましては、利用権の設定を受ける者が同じ担い手の方ですので、一括して説明させていただきます。

番号1、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してある通りです。

番号2、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してある通りです。

小作料につきましては、番号1、番号2、合わせて2筆で3万円です。

続きまして、番号3です。

利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してある通りです。

小作料は1筆で2万円です。

補足資料は、20ページから21ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある筆が当該地となります。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

事務局 事務局から補足いたします。

法の改正によって、令和7年4月以降から農地の小作契約が公社を通した契約に一本化されますので、今回、一般で議案を出すこの方式も今回の総会分で終わりとなります。

次回からは、農業公社を通したやり取りか、農地法3条で賃貸借権の設定をしてもらうこととなります。

今後、その2つの方法しか小作の契約ができなくなりますので、補足で説明させていただきました。

13番委員 それと、1と2についてはまだ相続ができていませんので、今回一緒にお願いしたいということで、3本一緒に契約金を支払うそうです。

1番委員 じゃあもう今から先は中間管理機構を通してくださいということですね。

事務局 中間管理機構を通すか、農地法の3条で申請を出してもらうこととなります。

1 番委員 小作契約をしたいと、農家から相談を受けたときは、その二つの方法のうちどちらかで、手続をしてくださいということですね。

事務局 そうですね。もし何か相談を受けたときはそう、ご説明ください。

1 番委員 これからは、中間管理機構を通す必要があると、説明しなければならなくなったということですね。

事務局 はい、ただ、中間管理を通すと4か月かかるんですよ、正式な契約までに。

3条だったら、このように議案に上げてもらって、総会で許可されれば、契約が成立しますので、3条のほうが早いかと思います。

3 番委員 窓口は農業委員会でいいということですね。

事務局 はい。農業委員会に来ていただくように言っていただければ結構です。

事務局 補足で説明します。

今まで小作契約を結ぶには、3種類ございまして、この経営基盤強化促進法第18条というのが1種類と、中間管理、そして3条とこの中の、どれかから選んでいたわけです。

それが、この農業経営基盤強化促進法に則った方法が令和6年3月の法改正で、中間管理に一本化されることとなりました。

なので、2択になったというような形です。

ただ、3条契約と中間管理は何が違うかということ、3条は借りる人の権限が強いこと。

契約した後に、解約するときに借りる人の権限が強いので、貸した人が解約したいとしても、合意解約をしない限りは、なかなか折り合いがつかない場合とかも出てきます。

一方、中間管理を通す場合は、先ほども申し上げましたが、手続は煩雑ですけど、中に熊本県が入ってしてくれるので、お金のやり取りとかは安心感があるということです。

この2択というところで、農業委員さんから御案内していただきたいと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この案についても承認いたします。

これで今回の議案は全て終わりました。

今期、最後の議案はこれで終わりということです。

今期で辞められる方は、3年間、御苦勞様でした。

お疲れさまでした。